



- 樫(一)21、樫(一)22、樫(一)23、樫(一)24、樫(一)25、樫(一)26、樫(一)27、樫(一)28、樫(一)29、樫(一)30、樫(一)31、樫(一)32、見島(一)1、見島(一)2、見島(一)3、見島(一)4、見島(一)5、見島(一)6、見島(一)7、山田(一)1、山田(一)2、山田(一)3、山田(一)4、山田(一)5、山田(一)6、山田(一)7、山田(一)8、山田(一)9、山田(一)10、山田(一)11、山田(一)12、山田(一)13、山田(一)14、山田(一)15、山田(一)16、山田(一)17、山田(一)18、山田(一)19、山田(一)20、山田(一)21、山田(一)22、山田(一)23、山田(一)24、山田(一)25、山田(一)26、山田(一)27、山田(一)28、山田(一)29、山田(一)30、山田(一)31、山田(一)32、山田(一)33、山田(一)34、山田(一)35、山田(一)36、山田(一)37、山田(一)38、山田(一)39、山田(一)40、山田(一)41、山田(一)42、山田(一)43、山田(一)44、山田(一)45、山田(一)46、山田(一)47、山田(一)48、山田(一)49、山田(一)50、山田(一)51、山田(一)52、山田(一)53、山田(一)54、山田(一)55、山田(一)56、山田(一)57、山田(一)58、山田(一)59、山田(一)60、山田(一)61、山田(一)62、山田(一)63、山田(一)64、山田(一)65、山田(一)66、山田(一)67、山田(一)68、山田(一)69、山田(一)70、山田(一)71、山田(一)72、山田(一)73、山田(一)74、山田(一)75、山田(一)76、山田(一)77、山田(一)78、山田(一)79、山田(一)80、山田(一)81、山田(一)82、山田(一)83、山田(一)84、山田(一)85、山田(一)86、山田(一)87、山田(一)88、山田(一)89、山田(一)90、山田(一)91、山田(一)92、山田(一)93、山田(一)94、山田(一)95

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 大井(一)1、大井(一)2、大井(一)3、大井(一)4、大井(一)5、大井(一)6、大井(一)7、大井(一)8、大井(一)9、大井(一)10、大井(一)11、大井(一)12、大井(一)13、大井(一)14、大井(一)15、大井(一)16、大井(一)17、大井(一)18、大井(一)19、大井(一)20、大井(一)21、大井(一)22、大井(一)23、大井(一)24、大井(一)25、大井(一)26、大井(一)27、大井(一)28、大井(一)29、大井(一)30、大井(一)31、大井(一)32、大井(一)33、大井(一)34、大井(一)35、大井(一)36、大井(一)37、大井(一)38、大井(一)39、大井(一)40、大井(一)41、大井(一)42、大井(一)43、大井(一)44、大井(一)45、大井(一)46、大井(一)47、大井(一)48、大井(一)49、大井(一)50、大井(一)51、大井(一)52、大井(一)53、大井(一)54、大井(一)55、大井(一)56、大井(一)57、大井(一)58、大井(一)59、大井(一)60、大井(一)61、大井(一)62、大井(一)63、大井(一)64、大井(一)65、大井(一)66、大井(一)67、大井(一)68、大井(一)69、大井(一)70、大井(一)71、大井(一)72、大井(一)73、大井(一)74、大井(一)75、大井(一)76、大井(一)77、大井(一)78、大井(一)79、大井(一)80、大井(一)81、大井(一)82、大井(一)83、大井(一)84、大井(一)85、大井(一)86、大井(一)87、大井(一)88、大井(一)89、大井(一)90、大井(一)91、大井(一)92、大井(一)93、大井(一)94、大井(一)95

- 見(一)41、三見(一)42、三見(一)43、三見(一)44、三見(一)45、三見(一)46、三見(一)47、三見(一)48、三見(一)49、三見(一)50、三見(一)51、三見(一)52、三見(一)53、三見(一)54、三見(一)55、三見(一)56、三見(一)57、三見(一)58、三見(一)59、三見(一)60、三見(一)61、三見(一)62、三見(一)63、三見(一)64、三見(一)65、三見(一)66、三見(一)67、三見(一)68、三見(一)69、三見(一)70、三見(一)71、三見(一)72、三見(一)73、三見(一)74、三見(一)75、三見(一)76、三見(一)77、三見(一)78、三見(一)79、三見(一)80、三見(一)81、三見(一)82、三見(一)83、三見(一)84、三見(一)85、三見(一)86、三見(一)87、三見(一)88、三見(一)89、三見(一)90、三見(一)91、三見(一)92、三見(一)93、三見(一)94、三見(一)95

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。



- 見(26)、三見(27)、三見(28)、三見(29)、三見(30)、三見(31)、三見(32)、三見(33)、三見(34)、三見(35)、三見(36)、三見(37)、三見(38)、三見(39)、三見(40)、三見(41)、三見(42)、三見(43)、三見(44)、三見(45)、三見(46)、三見(47)、三見(48)、三見(49)、三見(50)、三見(51)、三見(52)、三見(53)、三見(54)、三見(55)、三見(56)、三見(57)、三見(58)、三見(59)、三見(60)、三見(61)、三見(62)、三見(63)、三見(64)、三見(65)、三見(66)、三見(67)、三見(68)、三見(69)、三見(70)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 相島(1)、相島(3)、相島(4)、相島(5)、大井(1)、大井(2)、大井(3)、大井(4)、大井(6)、大井(7)、大井(8)、大井(9)、大井(11)、大井(12)、大井(13)、大井(14)、大井(15)、大井(16)、大井(17)、大井(18)、大井(19)、大井(20)、大井(21)、大井(22)、大井(23)、大井(24)、大井(25)、大井(26)、大井(27)、大井(28)、大井(29)、大井(30)、大井(31)、大井(32)、大井(33)、大井(34)、大井(35)、大井(36)、大井(37)、大井(38)、大井(39)、大井(40)、大井(41)、大井(42)、大井(43)、大井(44)、大井(45)、大井(46)、大井(47)、大井(48)、大井(49)、大井(50)、大井(51)、大井(52)、大井(53)、大井(54)、大井(55)、大井(56)、大井(57)、大井(58)、大井(59)、大井(60)、大井(61)、大井(62)、大井(63)、大井(64)、大井(65)、大井(66)、大井(67)、大井(68)、大井(69)、大井(70)、大井(71)、大井(72)、大井(73)、大井(74)、大井(75)、大井(76)、大井(77)、大井(78)、大井(79)、大井(80)、大井(81)、大井(82)、大井(83)、大井(84)、大井(85)、大井(86)、大井(87)、大井(88)、大井(89)、大井(90)、大井(91)、大井(92)、大井(93)、大井(94)、大井(95)、大井(96)、大井(97)、大井(98)、大井(99)、大井(100)

- 東(一)97、椿東(一)98、椿東(一)99、椿東(一)100、椿東(一)101、椿東(一)102、椿東(一)103、椿東(一)104、椿東(一)106、椿東(一)108、椿東(一)109、椿東(一)110、椿東(一)111、椿(一)1、椿(一)2、椿(一)3、椿(一)4、椿(一)5、椿(一)6、椿(一)7、椿(一)8、椿(一)9、椿(一)10、椿(一)11、椿(一)12、椿(一)13、椿(一)14、椿(一)15、椿(一)16、椿(一)17、椿(一)18、椿(一)19、椿(一)20、椿(一)21、椿(一)23、椿(一)24、椿(一)25、椿(一)26、椿(一)27、椿(一)29、椿(一)30、椿(一)31、椿(一)32、見島(一)2、見島(一)3、見島(一)4、見島(一)5、見島(一)6、見島(一)7、山田(一)1、山田(一)2、山田(一)4、山田(一)6、山田(一)7、山田(一)8、山田(一)9、山田(一)10、山田(一)11、山田(一)12、山田(一)13、山田(一)14、山田(一)15、山田(一)16、山田(一)17、山田(一)18、山田(一)19、山田(一)20、山田(一)21、山田(一)22、山田(一)23、山田(一)24、山田(一)25、山田(一)26、山田(一)27、山田(一)28、山田(一)29、山田(一)30、山田(一)31、山田(一)32、山田(一)33、山田(一)34、山田(一)35、山田(一)36、山田(一)37、山田(一)38、山田(一)39、山田(一)40、山田(一)41、山田(一)42、山田(一)43、山田(一)44、山田(一)45、山田(一)46、山田(一)47、山田(一)48、山田(一)49、山田(一)50、山田(一)51、山田(一)52、山田(一)53、山田(一)54、山田(一)55、山田(一)56、山田(一)57、山田(一)58、山田(一)59、山田(一)60、山田(一)61、山田(一)62、山田(一)64、山田(一)65、山田(一)66、山田(一)67、山田(一)68、山田(一)69、山田(一)70、山田(一)71、山田(一)72、山田(一)73、山田(一)74、山田(一)75、山田(一)76、山田(一)77、山田(一)78、山田(一)79、山田(一)80、山田(一)81、山田(一)82、山田(一)83、山田(一)84、山田(一)85、山田(一)86、山田(一)87、山田(一)88、山田(一)89、山田(一)90、山田(一)92、山田(一)93、山田(一)94、山田(一)95、山田(一)96、山田(一)97、山田(一)98

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 大井(二)2、大井(二)3、大井(二)4、大井(二)5、大井(二)6、大井(二)7、大井(二)8、大井(二)9、大井(二)10、大井(二)11、大井(二)12、大井(二)13、大井(二)14、大井(二)15、大井(二)16、大井(二)17、大井(二)18、大井(二)19、大井(二)20、大井(二)21、大井(二)22、大井(二)23、大井(二)24、大井(二)25、大井(二)26、大井(二)27、大井(二)28、大井(二)29、大井(二)30、大井(二)31、大井(二)32、大井(二)34、大井(二)35、大井(二)36、大井(二)37、大井(二)38、大井(二)39、大井(二)40、大井(二)41、大井(二)42、大井(二)43、大井(二)44、大井(二)45、大井(二)46、大井(二)47、大井(二)48、大井(二)49、大井(二)50、大井(二)51、大井(二)52、大井(二)53、大井(二)54、大井(二)55、大井(二)56、大井(二)57、大井(二)58、大井(二)59、大井(二)60、大井(二)61、大井(二)62、大井(二)63、大井(二)64、大井(二)65、大井(二)66、大井(二)67、大井(二)68、大井(二)69、大井(二)70

- 井(二)32、大井(二)34、大井(二)35、三見(二)1、三見(二)2、三見(二)3、三見(二)5、三見(二)6、三見(二)8、三見(二)9、三見(二)11、三見(二)15、三見(二)19、三見(二)20、三見(二)21、三見(二)22、三見(二)24、三見(二)25、三見(二)26、三見(二)27、三見(二)29、三見(二)30、三見(二)31、三見(二)32、三見(二)33、三見(二)34、三見(二)35、三見(二)36、三見(二)37、三見(二)38、三見(二)39、三見(二)41、三見(二)42、三見(二)44、三見(二)45、三見(二)46、三見(二)47、三見(二)48、三見(二)49、三見(二)50、三見(二)51、三見(二)52、三見(二)53、三見(二)54、三見(二)55、三見(二)56、三見(二)58、三見(二)59、三見(二)60、椿東(二)1、椿東(二)2、椿東(二)3、椿東(二)5、椿東(二)6、椿東(二)7、椿東(二)8、椿東(二)9、椿東(二)12、椿東(二)13、椿東(二)15、椿東(二)16、椿東(二)17、椿東(二)18、椿東(二)19、椿東(二)20、椿東(二)21、椿東(二)22、椿東(二)24、椿東(二)25、椿東(二)26、椿東(二)27、椿東(二)28、椿東(二)29、椿東(二)30、椿東(二)31、椿東(二)32、椿東(二)33、椿東(二)34、椿東(二)35、椿東(二)36、椿東(二)37、椿東(二)38、椿東(二)39、椿東(二)40、椿東(二)41、椿東(二)42、椿東(二)43、椿東(二)44、椿東(二)45、椿東(二)46、椿東(二)47、椿東(二)49、椿東(二)50、椿東(二)51、椿東(二)53、椿(二)1、椿(二)3、椿(二)4、椿(二)5、椿(二)6、椿(二)7、椿(二)8、椿(二)9、椿(二)10、椿(二)11、椿(二)12、椿(二)13、椿(二)14、椿(二)16、椿(二)19、椿(二)20、見島(二)1、山田(二)1、山田(二)2、山田(二)3、山田(二)4、山田(二)5、山田(二)6、山田(二)7、山田(二)8、山田(二)9、山田(二)10、山田(二)11、山田(二)13、山田(二)14、山田(二)16、山田(二)18、山田(二)19、山田(二)21、山田(二)22、山田(二)23、山田(二)24、山田(二)26、山田(二)28、山田(二)29、山田(二)31、山田(二)32、山田(二)33、山田(二)34、山田(二)35、山田(二)36、山田(二)37、山田(二)38、山田(二)39、山田(二)40、山田(二)41、山田(二)42、山田(二)43、山田(二)44、山田(二)45、山田(二)46、山田(二)47、山田(二)48、山田(二)49、山田(二)50、山田(二)51、山田(二)52、山田(二)53、山田(二)54、山田(二)55、山田(二)56、山田(二)57、山田(二)58、山田(二)59、山田(二)60、山田(二)61、山田(二)62、山田(二)63、山田(二)64、山田(二)65、山田(二)66、山田(二)67、山田(二)68、山田(二)69、山田(二)70

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)



（四）平成二十八年山口県補正予算の概要の公表

平成二十八年九月山口県議会定例会及び議決された平成二十八年山口県補正予算の概略は、次のとおりである。

平成二十八年十月十一日

山口県保健 保健 課長

平成28年度山口県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度山口県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,831,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ715,870,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）  
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）  
第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		643,877	3,731,189	4,375,066
	1分 担 金	92,777	204,595	297,372
	2 負 担 金	551,100	3,526,594	4,077,694
9 国 庫 支 出 金		5,865,794	81,301,189	87,166,983
	1 国 庫 負 担 金	908,045	34,839,368	35,747,413
	2 国 庫 補 助 金	4,957,749	44,073,591	49,031,340
11 寄 付 金		17,760	1,500	19,260
	1 寄 付 金	17,760	1,500	19,260
13 繰 越 金		47,004	230,206	277,210

事 項	期 間	限 度	額	
15 県 債	1 繰 越 金	47,004	230,206	277,210
	1 県 債	6,256,600	85,350,800	91,607,400
	合 計	6,256,600	85,350,800	91,607,400
歳 入		12,831,035	703,039,110	715,870,145
歳 出				
2 総 務 費	1 総務管理費	35,520	31,403,120	31,438,640
		35,520	11,943,552	11,979,072
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	4,457,858	35,249,169	39,707,027
	4 林 業 費	2,372,847	11,000,891	13,373,738
	5 水 産 業 費	420,238	7,106,964	7,527,202
	2 道 路 橋 じ ょ う 費	1,664,773	5,896,964	7,561,737
		8,337,657	72,800,639	81,138,296
8 土 木 費		4,335,923	28,755,942	33,091,865
	3 河 川 海 岸 費	2,717,024	19,891,028	22,608,052
	4 港 湾 費	635,550	7,761,299	8,396,849
	5 都 市 計 画 費	424,250	5,657,568	6,081,818
	6 住 宅 費	224,910	3,464,080	3,688,990
	合 計	12,831,035	703,039,110	715,870,145
第2表 債務負担行為補正追加				
1 / 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町村に対する利子補給補助金	平成28年度から平成30年度まで	(1) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、500,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町村に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。		
2 県営老朽ため池整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(中山地区)	平成28年度から平成30年度まで	200,000千円		
3 〃 (一の井手地区)	平成28年度から平成31年度まで	498,000千円		

第3表 地方債補正  
1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	103,800	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行って直後に、後の利率に資する。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特約のしる条件による。
計	103,800			

2 変更

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
経営体育成基盤整備事業 県営老朽ため池整備事業 地すべり対策事業(農林)	417,000 759,000 94,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行って直後に、後の利率に資する。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特約のしる条件による。	894,800 883,000 296,700	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行って直後に、後の利率に資する。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特約のしる条件による。	723,000 136,000 18,000	証券借入又は証券発行
治水防除事業	18,000				44,900				796,900	
国営農地再編整備事業 負担金	136,000				340,300				689,000	
一般治山事業	723,000				796,900				89,300	
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	339,000				689,000				61,200	
漁港漁場機能高度化事業	60,000				89,300				865,200	
漁港海岸保全施設整備事業	60,000				61,200				2,577,000	
道路災害防除事業	425,000				865,200				4,610,000	
道路改良事業	2,088,000				2,577,000					
道路直轄事業負担金	3,690,000				4,610,000					

交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	1,903,000				2,074,000		
橋りょう補修事業	2,236,000				2,718,700		
広域河川改修事業	1,528,000				2,069,200		
河川情報基盤緊急整備事業	44,000				104,500		
周防高潮対策事業	159,000				313,000		
河川工作物関連応急対策事業	44,000				104,500		
河川直轄事業負担金	126,000				177,200		
堰堤改良事業	38,000				65,900		
通常砂防事業	1,396,000				1,695,200		
地すべり対策事業(建設)	236,000				324,000		
急傾斜地崩壊対策事業	726,000				877,500		
港湾改修事業	447,000				557,600		
港湾直轄事業負担金	2,568,000				2,696,400		
海岸防災事業	640,000				816,000		
都市計画街路整備事業	717,000				836,000		
単独都市公園整備事業	49,000				109,500		
公営住宅建設事業	1,015,000				1,140,300		
計	22,681,000				28,833,800		

(四) 国土調査の成果の認証  
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	平成二十六年四月一日から平成二十八年二月十七日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字来巻の一部

二 認証年月日

平成二十八年十月二十一日

(四二六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年十一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ひつじの会

代 表 者 の 氏 名 安江 央水

主たる事務所の所在地 山口市平井三〇三番地

(四二七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十月二十一日から平成二十九年二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールのメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田二丁目五番七号 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

株式会社ミスターマック 福岡市東区松田二丁目五番七号 平野 能章  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マミー トラストウェイ株式会社	
	有限会社西村酒店	

四 届出年月日

平成二十八年十月七日

五 変更年月日

平成十四年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハイパーモールのメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田二丁目五番七号 平野 能章

三 変更年月日

株式会社マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男





四 届出年月日  
平成二十八年十月七日

五 変更年月日  
平成二十一年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハイパーモールのメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章  
所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社山陽無線	変更後
--------------------------------------	-----------------	-----

四 届出年月日  
平成二十八年十月七日

五 変更年月日  
平成二十七年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハイパーモールのメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章  
所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—
届出年月日 平成二十八年十月七日	—	—
変更年月日 平成二十八年四月九日	—	—
変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—
届出年月日 平成二十八年十月七日	—	—
変更年月日 平成二十八年四月九日	—	—
変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—
届出年月日 平成二十八年十月七日	—	—
変更年月日 平成二十八年四月九日	—	—

(四二八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十月二十一日から平成二十九年二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハイパーモールのメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章  
所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
式会社

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
--------------------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻		
株式会社ミスターマックス	午前10時	
株式会社大創産業	〃	午前六時30分
株式会社岩崎宏健堂	〃	〃
有限会社カーフレンズストア	〃	〃

- 四 届出年月日  
平成二十八年十月七日
- 五 変更年月日  
平成二十八年十月十日

(四一九) 県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年十月二十四日から同年十一月十四日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式
- (二) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間  
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 履行場所  
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。  
(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び支払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十七号)に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。  
(四) 平成二十八年十月二十一日から同年十二月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県教育庁教育政策課において交付する。

## 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

## (三) 受領期限

平成二十八年十二月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年十二月二日午前十時)

## 六 入札を執行する場所及び日時

## (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育委員会室

## (二) 日時

平成二十八年十二月二日午前十時

## 七 入札保証金

免除する。

## 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政  
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(三) 契約書の作成の要否

## (四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年十一月二十四日午後五時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。  
(六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四五三三)に問い合わせる。

## 十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government  
(2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment  
(3) Term of the contract: Specified in the tender manual  
(4) Place of the performance of the service: Specified by person in charge of the contract  
(5) Division in charge of procurement and receiving applications: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4523)  
(6) Deadline for tender: 5:15 P.M. December 1, 2016 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. December 2, 2016)